

金沢市監査公表第 2 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により、金沢市長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和 6 年 3 月 11 日

金沢市監査委員 西尾 昭浩
金沢市監査委員 中村 哲郎
金沢市監査委員 前 誠一
金沢市監査委員 源野 和清

1 財産の管理状況等監査

- (1) 措置通知があった年月日 令和 6 年 2 月 2 日
(2) 措置を講じた局等 教育委員会教育総務課、学校指導課
(3) 監査結果の公表年月日 令和 5 年 8 月 21 日(令和 5 年監査公表第 10 号)
(4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）				
<p>前渡金に係る帳簿類の管理及び小切手の取扱いについて、次の施設において誤りが見受けられたので、適正を期す必要がある。</p> <table border="1"><thead><tr><th>課 名</th><th>監査対象箇所</th></tr></thead><tbody><tr><td>教育総務課、学校指導課</td><td>扇台小学校、大徳中学校</td></tr></tbody></table>	課 名	監査対象箇所	教育総務課、学校指導課	扇台小学校、大徳中学校	<p>前渡金に係る帳簿類の管理及び小切手の取扱いの誤りについては、改善を行い、その後、継続して適正に事務が執行されていることを確認した。</p>
課 名	監査対象箇所				
教育総務課、学校指導課	扇台小学校、大徳中学校				

2 経営に係る事業の管理監査

- (1) 措置通知があった年月日 令和 6 年 2 月 20 日
(2) 措置を講じた局等 市立病院事務局
(3) 監査結果の公表年月日 平成 21 年 3 月 23 日(平成 21 年監査公表第 4 号)
(4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）
<p>未収となっている本人負担分の診療費について、負担の公平性の観点から、督促状の発行や催告等の事務処理を適正に行うとともに、少額支払命令などの法的手段なども検討するなど、徴収体制を強化されたい。</p>	<p>事務処理体制の見直しにより適正に督促状を発行し、負担の公平性を確保するとともに、高額な未収金に対しては外部に徴収委託するなど、徴収体制の強化を図った。</p>

3 財務事務等監査

(その1)

- (1) 措置通知があった年月日 令和6年2月20日
(2) 措置を講じた局等 市立病院事務局
(3) 監査結果の公表年月日 平成26年3月24日(平成26年監査公表第4号)
(4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）
未納となっている本人負担分の診療費について、期限内に督促状を発行していないので、適時適切に実施する必要がある。	債権管理システムの導入に合わせ事務処理体制の見直しを行い、日次業務で未収金を確認することで、期限内に督促状を発行している。

(その2)

- (1) 措置通知があった年月日 令和6年2月20日
(2) 措置を講じた局等 市立病院事務局
(3) 監査結果の公表年月日 平成28年3月11日(平成28年監査公表第6号)
(4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）
未納となっている本人負担分の診療費について、期限内に督促状を発行していないので、適時適切に実施する必要がある。	債権管理システムの導入に合わせ事務処理体制の見直しを行い、日次業務で未収金を確認することで、期限内に督促状を発行している。

(その3)

- (1) 措置通知があった年月日 令和6年2月20日
(2) 措置を講じた局等 市立病院事務局
(3) 監査結果の公表年月日 平成29年3月13日(平成29年監査公表第2号)
(4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）
未納となっている本人負担分の診療費について、期限内に督促状を発行していないので、適時適切に実施する必要がある。	債権管理システムの導入に合わせ事務処理体制の見直しを行い、日次業務で未収金を確認することで、期限内に督促状を発行している。